

開発行為等に関する立地の基準

土地利用区域 用途		森		さと			まち			歴史的な町
		(1) 自然環境保全区域	(2) 森林レクリエーション区域	(3) 田園環境保全区域	(4) 農住調和区域	(5) 産業育成区域(さと)	(6) 住環境形成区域	(7) 新市街地形成区域	(5) 産業育成区域(まち)	(8) 歴史環境形成区域
		森林、自然公園など	公園、ゴルフ場			農工団地など			農工団地など	城下町、街村
住宅	農家・分家住宅	△ 森林環境、歴史的環境の維持・保全を図るために必要な措置等(例：植栽による遮へいや復元等)が講じられるもの	×	△ 既存宅地又は、既存宅地に隣接して立地する場合	○	×	○ ☆	○ ☆	×	○
	戸建て住宅(農家・分家住宅以外)	×	×	△ 既存宅地又は、既存宅地に隣接して立地する場合	○	×	○ ☆	○ ☆	×	○
	共同住宅	×	×	△ 既存宅地又は、既存宅地に隣接して立地する場合	○	×	○ ☆	○ ☆	×	○
	その他(寄宿舍・寮)	×	×	△ 既存宅地又は、既存宅地に隣接して立地する場合	○	×	○ ☆	○ ☆	×	○
農林業施設		△ 森林環境、歴史的環境の維持・保全を図るために必要となるもの	×	△ 既存宅地又は、既存宅地に隣接して立地する場合	○	×	○ ☆	○ ☆	×	○
商業・業務施設	小規模：建築面積300㎡未満	×	△ 既存施設に付随もしくは関連するもの	△ 生活環境の形成を阻害しないもの(例：生活を支える店舗・飲食店等)でかつ、既存宅地又は、既存宅地に隣接して立地する場合	○	△ 農工団地においては、工業施設または工業施設に付随もしくは関連するもの	△ ☆ 生活環境の形成を阻害しないもの(例：生活を支える店舗・飲食店等)	○ ☆	△ 農工団地においては、工業施設または工業施設に付随もしくは関連するもの	○
	中規模：建築面積300㎡以上～1,000㎡未満	×	△ 既存施設に付随もしくは関連するもの	×	△ 生活環境の形成を阻害しないもの(例：生活を支える店舗・飲食店等)	△ 農工団地においては、工業施設または工業施設に付随もしくは関連するもの	△ ☆ 生活環境の形成を阻害しないもの(例：生活を支える店舗・飲食店等)	○ ☆	△ 農工団地においては、工業施設または工業施設に付随もしくは関連するもの	△ 篠山城跡を中心とする城下町の区域(伝統的建造物群保存地区は除く)に立地するもの
	大規模：建築面積1,000㎡以上～	×	△ 既存施設に付随もしくは関連するもの	×	×	△ 農工団地においては、工業施設または工業施設に付随もしくは関連するもの	× ☆	○ ☆	△ 農工団地においては、工業施設または工業施設に付随もしくは関連するもの	×
遊戯施設		×	×	×	×	×	× ☆	○ ☆	×	×
風俗施設		×	×	×	×	×	× ☆	× ☆	×	×
工業施設		×	×	△ 産業振興に資するもので田園環境に配慮したもの	×	○	△ ☆ 建築面積が1,000㎡未満で危険性や環境悪化の恐れが少ないもの	○ ☆	○	×
公共公益施設		△ 森林環境、歴史的環境の維持・保全を図るために必要となるもの(例：作業小屋等)	△ 既存施設に付随もしくは関連するもの	○	○	×	○ ☆	○ ☆	×	○

- : 当該各区分に応じて、各土地利用区域の土地利用の方針と整合する開発行為等
- △ : 当該各区分に応じて、枠内に示される要件を満たす場合に限り、各土地利用区域の土地利用の方針と整合する開発行為等
- ☆ : 用途地域が指定されている区域は、建築基準法その他用途地域内の建築物に係る建築制限の規定に適合しているもの
- × : 原則として本表に示される用途を目的とした開発行為等を認めないもの